

第1部 総則

第1節 計画の方針

1-1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、住之江区役所（以下「区役所」という。）が作成する計画であり、住之江区域の風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、区役所がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力するとともに、区民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、区民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

1-2 基本理念

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。防災関係機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていくと同時に、区民等や事業者が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、区民等や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

区民等や事業者においても、目的、基本理念に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

1-3 地区防災計画

各地域の区民及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区の特性や想定される災害等に応じた防災活動計画を作成することで、地区における防災力の向上に努める。地区防災計画を住之江区地域防災計画にその内容を位置づけるものとする。

地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の促進に努める。策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

1-4 用語等の定義

(1) 災害

法第2条第1号に規定する災害のうち、風水害によるものをいう。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 防災・減災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3) 事業者

大阪市内で事業を営む法人その他の団体または個人をいう。

(4) 区民等

住之江区民及び住之江区の区域内（以下「区内」という。）に滞在し、または区内を通過する者をいう。

(5) 自主防災組織

法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(6) 自主防災活動

自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。

(7) 避難場所

大規模火災または津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

(8) 避難所

災害により自宅に留まる事ができない区民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。

(9) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

(10) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

1-5 法令等との整合

この計画は、区役所における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

また、この計画は大阪市地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は大阪市地域防災計画に準ずる。

1-6 計画の修正

区役所は、地域防災計画に常に検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

1-7 計画の習熟及び推進

区役所は、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

1-8 計画の進捗状況の把握

区役所は、計画の進捗状況を把握する。

第2節 区域の概況

2-1 地勢

住之江区は、市の南西部に位置し、北を木津川、南を大和川が流れ、西に面する大阪港に流れ込み、水に囲まれた地域となっている。区域は南港咲洲地域を除き、地盤が低い地域が多い。

2-2 気候

降水量は、梅雨期の6月に最も多く、8月から10月中旬にかけて台風の影響を受けやすい。

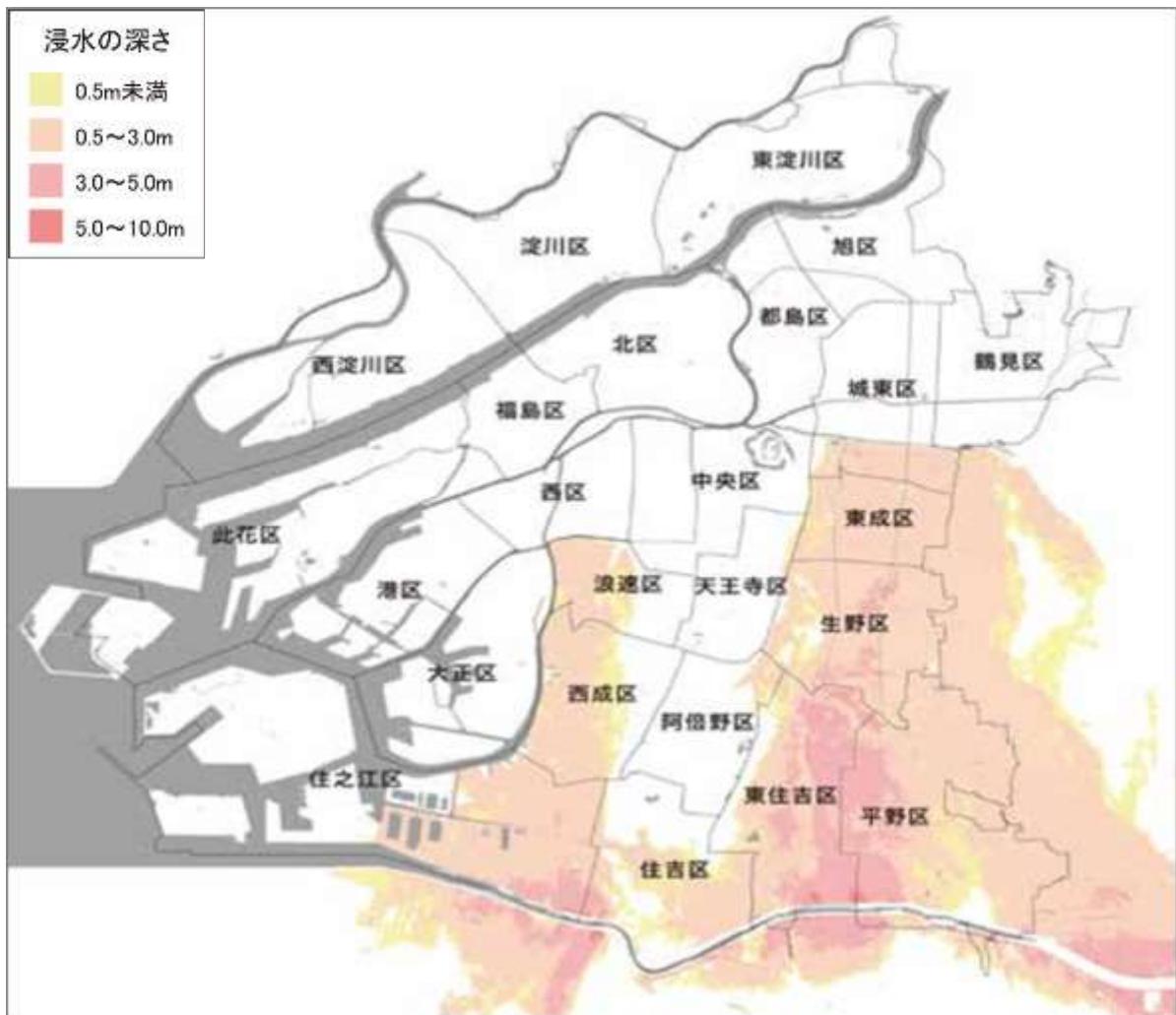
第3節 災害想定・被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

3-1 災害想定

(1) 大和川河川氾濫による災害

浸水想定図



大和川河川氾濫による浸水想定図

第4節 区民等・事業者・区役所の責務と役割

4-1 区民の責務・役割

区民等は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得、災害の発生に備えた飲料水・食料・生活必要物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

さらに、区民及び自主防災組織は、大阪市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4-2 事業者の責務・役割

事業者は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資機材の整備、帰宅困難者対策、その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、事業者は、防災・減災及び災害が発生した場合における重要業務の継続または早期の再開に関する事業継続計画(BCP :Business Continuity Plan)を策定し、企業防災の推進に努めなければならない。

さらに、事業者は、大阪市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4-3 区役所の責務・役割

区役所は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、大阪市ほか防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施するとともに、住之江区の防災性の向上を図るため、危機管理室を通じて国等に必要な働きかけを行う。

また、自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。

さらにボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに要配慮者に配慮するよう努める。

(1) 全般

住之江区域内の防災に関する事務

(2) 災害予防に係る事項

- ① 防災に関する組織・動員・防災活動体制の整備
- ② 防災に関する知識の普及・啓発
- ③ 防災に関する訓練の実施

(3) 災害応急対策に係る事項

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 災害情報等の広報及び広聴
- ③ 水、食料、生活関連物資の供給
- ④ 義援金品の配分

第2部 災害予防・応急対策

第1章 活動体制

第1節 組織体制

風水害等の災害時における組織体制は、震災対策編と同じである。

震災対策編／第2部／第1章／第1節を準用する。

第2節 動員体制

災害が発生し、又は発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を行う。

区長は、災害の状況に応じ、分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに災害対策活動を実施する。

2-1 動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動 員 種 別 表

1号動員	全員	区の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき
2号動員	所属長並びに指定職員	災害対策活動を実施する必要があるとき (3時間以内の応急対策、避難所開設運営など)
3号動員	指定職員	被害状況の把握など初動活動を実施する必要があるとき (避難所開設運営、被害状況の把握など)
4号動員	指定職員	速やかな措置が取れるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき

2-2 動員

(1) 動員基準

① 台風時等以外で事前に災害が予測できない場合

(ア) 市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)が発表されたとき1号動員の指令があったものとみなす。勤務時間外にあっては、職員は速やかに所属参集する。

(イ) 市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、又は大雨警報、洪水警報が発表されたとき4号動員の指令があったものとみなす。

勤務時間外にあっては、職員は速やかに所属参集する。ただし、大雨警報、洪水警報が発表されたときは、危機管理室、区役所の職員の動員とし、その他所属は各自が定める計画等に基づく。

② 台風時等で事前に災害が予測できる場合

台風が市域に接近する前に气象台による説明会が開催されるなど、事前に災害の発生が予測できる場合

には、危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制（組織体制・動員体制）と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。

なお、動員の目安としては次のとおりとする。

(ア) 府域に強い台風注)が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき、又は同等の事態が発生する恐れがあるとき1号動員を目安とする。

注) 府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上を目安とする。

(イ) 府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき3号動員を目安とする。

③ 洪水予測・水位到達情報が発表された場合

洪水予報及び水位到達情報については、「第4節災害情報の収集・伝達」による。また、それぞれの段階における避難情報発令の判断については、避難対象区に限定し、状況により拡大する。

(ア) 避難情報を発令するおそれがあるとき3号動員の指令を発する。

(イ) 避難情報を発令したとき2号動員の指令を発する。

いずれも職員は所属に参集する。

④ 緊急本部員・緊急区本部員の参集

緊急本部員・緊急区本部員は勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

区役所における動員体制一覧表

動員基準	動員	動員人員	参集場所
<ul style="list-style-type: none"> 府域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき^{注1)} 市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき 	1号動員	全員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> 避難情報^{注2)}を発令したとき 	2号動員	所属長並びに指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> 府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき^{注3)} 避難情報^{注2)}を発令するおそれがあるとき 	3号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> 台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 大雨・洪水警報が発表されたとき^{注4)} 	4号動員	指定職員	所属参集

注1) 府域の予想最大風速（陸上で30m/s以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注2) 台風時以外の河川氾濫の避難情報発令による動員対象は避難対象の区とし、状況により変更する。

注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注4) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

(2) 計画の策定と周知

ア 区長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。

なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する

イ 区長は、区本部が実施する訓練や研修等に所属員を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

(3) 動員の指令

① 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて区長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。

② 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、区長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。

(4) 動員の報告

区長は、指令により所属員が動員されたときは、招集・参集状況とりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

(5) 応援職員の要請

区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、人事部長に要請する。人事部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部又は他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

第3節 防災活動体制の整備

震災対策編／第2部／第1章／第3節 防災活動体制の整備のとおり。

第4節 災害情報の収集・伝達

本市をはじめ防災関係機関は、風水害やその他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに気象情報等による予測、被害状況の把握、その他の災害情報など、予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行う。

これらの情報を災害対策本部等に一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、災害対策本部等に的確に報告し、応急対策活動方針を決定するとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、その方針を関係先に迅速に伝達する。

4-1 情報収集体制・伝達系統の確立

「震災対策編」と同じ

第5節 通信の整備

震災対策編／第2部／第1章／第5節 通信の整備のとおり。

第2章 協働・協力体制

第6節 自主防災活動

震災対策編／第2部／第2章／第6節 自主防災活動のとおり。

第7節 災害対策要員の確保

震災対策編／第2部／第2章／第7節 災害対策要員の確保のとおり。

第8節 ボランティア

震災対策編／第2部／第2章／第8節 ボランティアのとおり。

第3章 災害広報

災害時には、被災者の生命を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこともあり、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。

第9節 広報すべき情報と広報媒体

災害情報には、災害発生前に広報すべき情報と、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命 safety に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。

9-1 災害発生前に広報すべき情報（注）

注）防災に関する知識や備え等に関する情報は除く

- (1) 気象警報、特別警報
- (2) 洪水・高潮等の気象情報
- (3) 避難情報（避難準備・避難勧告・指示）
- (4) 台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ

9-2 災害発生後に広報すべき情報

- (1) 災害規模に関する情報
 - ・洪水・高潮等による浸水状況
 - ・その他、災害に係る状況
- (2) 被害に関する情報
 - ・人的被害の状況
 - ・建築物、構造物被害の状況
 - ・道路、交通機関等の被害状況
 - ・電気、ガス、水道、通信施設の被害状況
 - ・その他、被害に係る状況

(3) 安否に関する情報

- ・避難所等の状況
- ・救助活動の状況
- ・一斉帰宅の抑制の呼びかけ
- ・その他、安否に係る状況

(4) 生活に関する情報

- ・電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込
- ・食料、生活必需品の供給状況
- ・道路交通状況、復旧見込
- ・交通機関の運行状況、復旧見込
- ・医療機関の活動状況
- ・その他、生活に係る状況

(5) 行政の支援に関する情報

- ・相談窓口の開設状況
- ・罹災・被災証明書の申請受付・発行状況
- ・税、手数料等の減免措置の状況
- ・災害援護資金等の融資情報
- ・応急仮設住宅の整備・入居等の状況
- ・その他、行政の支援に係る状況

9-3 広報媒体

(1) 区が担う広報媒体

- ・広報車等
- ・区施設の庁内放送
- ・区のホームページ・SNS等
- ・チラシ等印刷物の発行、配布（注）

注）自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。

9-4 水災情報の伝達

河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。

特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実にを行う。

第4章 避難・安全確保

第10節 避難対策

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、区民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告または指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るためのものである。

なお、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるため、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を区民等に対し周知徹底するための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

10-1 避難の勧告、指示

(1) 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示等は、次の状況が認められる場合、またはこれらの状況が切迫し急を要する場合に行うものとする。

- ① 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
- ② 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
- ② 火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき
- ③ その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告または指示に関する事項について助言を求めることとし、隣接市等との情報共有や連携を図り、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 大和川における避難計画

① 避難の基本方針

ア 浸水想定区域内の堅牢な建物の居住者は、自らの居住する建物の非浸水階に避難する。

イ 浸水想定区域内の浸水するおそれのある階数に住む居住者は、災害時避難所または津波避難施設の非浸水階に避難する。災害時避難所の開設については、非浸水階の教室等に避難できるよう平時より施設管理者と調整し、非浸水階の教室等が使用できない施設については、体育館等に避難した後、一時的に非浸水階に避難することとする。

ウ 災害時避難所および津波避難施設へ避難できない者は、付近の堅牢な建物の非浸水階に避難する。

② 避難勧告等基準

ア 警戒レベル及び避難勧告等基準

発令内容		発令基準
警戒 レベル3	高齢者等避難その 他の人避難準備	避難準備・高齢者等避難開始（市町村が発令） 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の避難 判断相当水位に到達し、さらに上昇する見込みとなった とき
警戒 レベル4	全員避難	避難勧告（市町村が発令） 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の危険 水位に到達したとき
		避難指示（緊急）（市町村が発令） ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の氾 濫相当水位に到達するおそれが高いとき ・堤防が決壊する恐れがあるとき（堤防の決壊につな がるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）
警戒 レベル5	災害発生	災害発生情報（市町村が発令） 既に災害が発生（堤防の決壊や越水）しているとき
<ul style="list-style-type: none"> ・発令基準に該当したときはすみやかに避難勧告等を発令する。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 		

イ 観測基準点、河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
大和川下流	柏原	3.20	4.50	5.10

ウ 大阪市域の危険箇所の水位(観測基準点への換算水位)〔量水標読み（m）〕

	観測基準点	避難判断相当水	危険水位	氾濫相当水位
大和川下流	柏原	4.70	5.30	6.80

※大阪市域の危険水位と氾濫相当水位は河川管理者から示された水位。

※大阪市域の避難判断相当水位は、大阪市域の危険水位に到達するおよそ1時間前

(3) 避難勧告対象区域

大阪市域の危険水位と氾濫相当水位は河川管理者から示された水位。

大阪市域の避難判断相当水位は、大阪市域の危険水位に到達するおよそ1時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市において設定。

避難勧告等の対象範囲については別表1のとおりとする。

(4) 避難の勧告、指示の実施

① 避難の勧告、指示の実施責任者

実施責任者	種別	根 拠 法
市長	勧告・指示	災害対策基本法 第60条1項
警察官	指示	災害対策基本法 第61条1項 警察官職務執行法 第4条1項
海上保安官	指示	災害対策基本法 第61条1項
自衛官	指示	自衛隊法 第94条1項
知事	勧告・指示	災害対策基本法 第60条5項
知事またはその命を受けた職員	指示	地すべり等防止法 第25条 水防法 第29条
水防管理者	指示	水防法 第29条

② 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、避難対象となる区民等に対し、次の事項を明確にして勧告または指示を行い区民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。

- ア 避難勧告、指示者
- イ 避難勧告、指示を必要とする理由
- ウ 避難勧告、指示の対象区域
- エ 避難先及び所在地
- オ 避難経路
- カ 注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

③ 勧告、指示の区分

- ア 避難勧告は、災害発生のおそれがある場合に行う。
- イ 避難指示は、災害の発生が確定的となった場合に行う。
- ウ 災害発生は、災害による被害が発生し、危険が切迫している場合に行う。

④ 勧告、指示の発令

- ア 避難の勧告、指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。
- イ 市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所等へ市民等が避難する必要が生じた場合は、市本部長（市長）が避難の勧告、指示をする。
- ウ 区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの勧告または指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。

⑤ 勧告、指示の発令時に開設する避難所

災害時避難所は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する区民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場であるが、住之江区では大和川氾濫のおそれがあり、避難勧告等が発令された場合は例外として、避難勧告等対象地域の津波避難ビルを兼ねた災害時避難所（学校）に限り、災害時避難所として開設する。

⑥ 勧告、指示の伝達方法

勧告、指示の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。

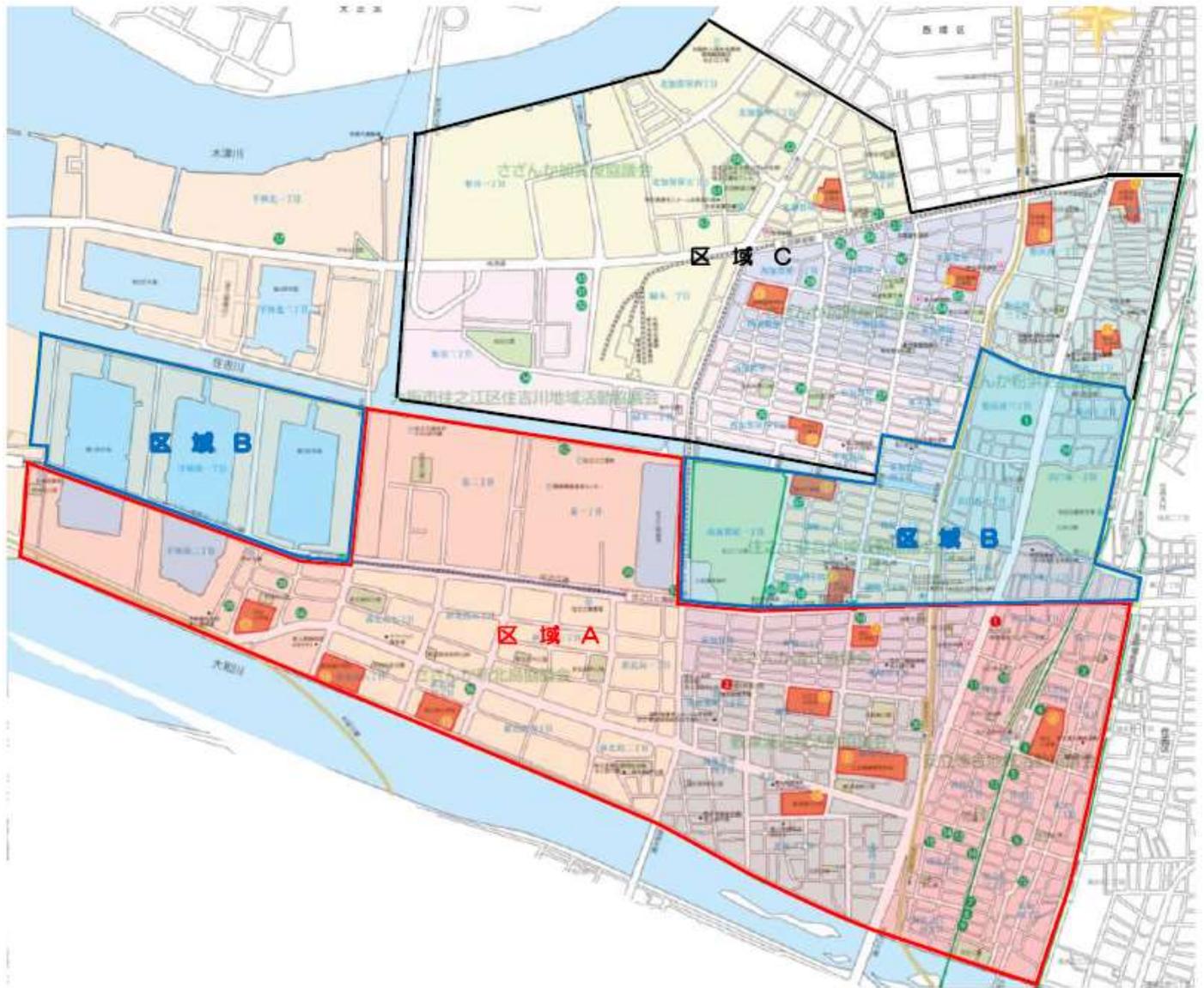
- ア 同報無線により実施する。
- イ 移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する。
- ウ 報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
- エ ヘリコプター・車・自転車・携帯拡声器等、利用可能な手段で実施する。
- オ インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービスを利用して緊急広報を実施する。
- カ 避難行動要支援者に対しては、要配慮者利用施設へのメール配信とともに、自主防災組織の代表者を通じて情報伝達体制を整備し、情報伝達を行う。

⑦ 勧告、指示の解除

- ア 区本部長は、前記④ウの避難の必要がなくなると認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。
- イ 市本部長は、前記④イの避難の必要がなくなると認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記オの方法による。

別表1

大和川避難勧告等の対象範囲



区域 A	大和川が氾濫した場合に1時間で浸水するおそれがある区域	安立1丁目(長居公園通より南側の範囲)、2~4丁目 住之江1~3丁目、西住之江1~4丁目、浜口東3丁目	安立地域	安立小学校
		御崎7,8丁目、北島1~3丁目、南加賀屋3,4丁目	敷津浦地域	敷津浦小学校、住吉商業高校、 住之江中学校
		平林南2丁目、泉1,2丁目	平林地域	平林小学校
		新北島1~8丁目	新北島地域	新北島小学校、新北島中学校
		御崎5,6丁目、南加賀屋2丁目、浜口西3丁目	清江地域	清江小学校
区域 B	大和川が氾濫した場合に1~3時間で浸水するおそれがある区域	安立1丁目(長居公園通りより北側の範囲)、浜口東2丁目	安立地域	安立小学校(区域Aで閉校済み)
		南加賀屋1丁目、御崎1~4丁目、浜口西2丁目	住之江地域	住之江小学校、真住中学校
		粉浜3丁目、粉浜西3丁目、浜口東1丁目、浜口西1丁目	粉浜地域	粉浜小学校
		東加賀屋4丁目	住吉川地域	住吉川小学校
		平林南1丁目	平林地域	平林小学校(区域Aで閉校済み)
区域 C	大和川が氾濫した場合に3時間以上経過して浸水するおそれがある区域	粉浜西1,2丁目、粉浜1,2丁目	粉浜地域	住吉第一中学校、北粉浜小学校 粉浜小学校(区域Bで閉校済み)
		東加賀屋3丁目、中加賀屋3,4丁目、西加賀屋3,4丁目 緑木2丁目、柴谷2丁目	住吉川地域	住吉川小学校(区域Bで閉校済み)
		北加賀屋1~5丁目、緑木1丁目、柴谷1丁目	加賀屋地域	加賀屋小学校
		東加賀屋1,2丁目、中加賀屋1,2丁目、西加賀屋1~2丁目	加賀屋東地域	加賀屋東小学校、加賀屋中学校

10-2 避難の誘導・移送

震災対策編／第2部／第4章／第10節 10-1 避難の誘導・移送のとおり。

10-3 防災訓練の実施

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、区民等の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

10-4 水防団等の強化

大阪市が、淀川・大和川流域の市町と共同し行う「水防団の訓練」や、「災害時における水防活動の拠点となる施設の整備」「水防資機材の充実」などに区役所としても協力して取り組む。また大阪市が進める水防団の活性化の推進に協力し、水防組織の強化を図る。

第11節 避難施設

震災対策編／第2部／第4章／第11節 避難施設のとおり。

第12節 帰宅困難者対策

震災対策編／第2部／第4章／第12節 帰宅困難者対策のとおり。

第13節 避難行動要支援者に関する対策

震災対策編／第2部／第4章／第13節 避難行動要支援者に関する対策のとおり。

第5章 防災教育・訓練

第14節 防災知識の普及・防災教育

震災対策編／第2部／第5章／第14節 防災知識の普及・防災教育のとおり。

第15節 防災訓練の実施

震災対策編／第2部／第5章／第15節 防災訓練の実施のとおり。

第6章 物資の確保と供給体制

第16節 物資の確保と供給

震災対策編／第2部／第6章／第16節 物資の確保と供給体制の確保のとおり。

第7章 遺体対策

第17節 遺体対応

震災対策編／第2部／第7章／第17節 遺体対応のとおり。

第8章 広聴

第18節 広聴

震災対策編／第2部／第8章／第18節 広聴のとおり。

第9章 義援金品

第19節 義援金品

震災対策編／第2部／第9章／第19節 義援金品のとおり。

第10章 罹災証明等

第20節 被災・罹災の証明

震災対策編／第2部／第10章／第20節 罹災証明等の証明のとおり。